

第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

第6章及び第7章で定めた、史跡の保存管理や活用を実施していくための整備基本方針を、下記のとおりとする。

<整備基本方針>

- I 史跡の保存及び活用のために遺構の保存を図りながら、整備を行う。
- II 来訪者に、史跡の価値がわかりやすい整備を目指す。
- III 公開区域を設定することで、現代の産業と併存していく整備を行う。
- IV 発掘調査など研究成果を生かした整備を行う。

第2節 整備の方法

1 整備の方法

史跡の整備については、次項からのとおり保存のための整備と活用のための整備に区分される。

具体的な整備内容や対象とする範囲やスケジュールについては、本保存活用計画に基づいて策定する整備基本計画で詳細に決定することとし、ここでは整備の基本的な方法や方向性を示す。

整備は、各種調査で得られた知見を元にして行われることとする。史跡内の発掘調査をはじめとして、レーザー測量による地形測量や地中レーダー探査等の非破壊調査、城下を含めた史資料調査など、より史跡の本質的価値を明らかにするための調査を計画的に実施していく。

具体的な整備事業にあたっては、文化庁及び千葉県教育委員会、整備検討委員会（仮称）に指導・助言を得て行う。また、国史跡里見氏城跡稻村城跡所在の館山市をオブザーバーとして必要な場合に助言を得ることとする。

2 保存のための整備

現在の利用状況が継続すれば、曲輪などは良好に保全されると思われるが、一方では、堀切や切岸といった地上遺構については崩落の恐れがある。今後将来にわたって遺構を良好に保全することを目指すため、定期的な巡回をして影響を及ぼす範囲と諸問題を把握し、遺構の保全を保ちながら適切な保存対策を講じていく。

保存のための整備は下記の項目が上げられる。

- 史跡標柱の設置
- 史跡範囲の明示
- 地上遺構の崩落防止

3 活用のための整備

史跡の重要性をさらに周知し、来訪者が安全に見学でき、歴史を体感・実感できるような活用のための整備を行っていく。

活用のための整備は下記の項目が上げられる。

- 伐採による景観改善
- 安全対策
- 見学路の設置
- 説明板・案内板の設置
- 遺構表示（平面表示・立体表示）
- 便益施設の設置
- デジタル技術を応用した整備

第3節 整備の方針

史跡の全体的な整備には長期間を要することから、整備事業を短期的整備／中長期的整備に分けて、段階的に行っていく。

整備事業を進めるなかで、土地所有者との合意形成や協力が得られ、条件が整った土地については公有化を進める。公有化が完了した土地は、遺構の重要性や保存すべき優先度を考慮して、短期的／長期的整備に整理し、事業に取り組んでいくこととする。

1 短期的整備

おおむね5か年目までに実施する整備を示す。

「聖山1」・「宮ノ台」地区を中心に、整備計画の策定に先行・並行して、暫定的な案内表示や見学路整備など簡易な整備から順次進めていく。

<保存のための整備>

- 史跡標柱の設置
 - ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、名称や指定年月日を明示する。
- 史跡範囲の明示
 - ・現地において史跡指定範囲が認識できるよう、土地所有者の協力を得て順次、境界標等の設置を行う。
- 地上遺構の崩落防止
 - ・地上遺構の保全のため、定期的に巡回し、毀損の恐れがある範囲の把握に努める。そのうえで、崩落が生じた場合は、遺構保護と防災・安全の両方の観点から、復旧し対策工事を施す。

<活用のための整備>

- 伐採による景観改善
 - ・眺望を妨げている樹木を段階的に伐採、除草する。
 - ・地上遺構を見通せるように、樹木や草木の伐採、除草を検討する。

○安全対策

- ・見学するうえで危険がある地点に、注意喚起を施す。

○見学路の維持管理

- ・見学路にウッドチップ舗装等を施し、来訪者の通行の安全性を確保する。

○説明板・案内板の設置

- ・優先的に整備する地区に、来訪者が史跡の理解を深められるような説明板・案内板を統一したサインで設置する。

○便益施設の設置

- ・ガイダンス施設の設置箇所について検討する。
- ・便益施設やその他必要な施設の設置を検討する。

2 中長期的整備

おおむね6か年目～20か年目に実施する整備を示す。

<保存のための整備>

○史跡範囲の明示

- ・現地において史跡指定範囲が認識できるよう、土地所有者の協力を得て順次、境界標等の設置を行う。

○地上遺構の崩落防止

- ・地上遺構の保全のため、定期的に巡回し、毀損の恐れがある範囲の把握に努める。そのうえで、崩落が生じた場合は、防災・安全の観点から、復旧し対策工事を施す。

<活用のための整備>

○伐採による景観改善

- ・眺望を妨げている樹木を段階的に伐採・除草する。
- ・地上遺構を見通せるよう樹木や草木の伐採・除草を行う。

○安全対策

- ・見学するうえで危険がある地点に、注意喚起を施す。
- ・転落の恐れがある遺構は、安全柵の設置や低木の植栽によって注意喚起・安全対策を施し、来訪者の安全性を確保する。

○見学路の維持管理

- ・見学路にかかっている樹木や草木を伐採・剪定し、来訪者の通行の安全を確保する。
- ・農道は、土地所有者の協力を得て、来訪者の安全対策を検討する。
- ・見学路にウッドチップ舗装等を施し、来訪者の通行の安全性を確保する。
- ・見学動線に合わせて見学路を設定し、来訪者の通行のために整備する。
- ・駅や道の駅などからの見学動線を設定し、整備する。
- ・関連文化財群を含めた史跡一帯の見学動線を設定し、整備する。

○説明板・案内板の設置

- ・優先的に整備する地区に、来訪者が史跡の理解を深められるような説明板や案内板を統一した仕様で設置する。
- ・注意喚起看板を設置し、危険箇所を明示する。
- ・駅や道の駅などからの見学動線に合わせ、案内板を設置する。
- ・関連文化財群を含めた史跡一帯の見学動線に合わせ、案内板を設置する。

○遺構表示

- ・発掘調査で得られた成果を元にして遺構復元をする。

○必要な各施設の設置

- ・活用の拠点となるガイダンス施設を設置し、情報発信をする。
- ・トイレや駐車場など必要な便益施設を設置する。
- ・防犯灯や緊急通報装置、消火栓などの防犯施設の設置を検討する。

○デジタル技術を応用した整備

- ・VRやARなど新たなデジタル技術での遺構復元を検討・設置する。
- ・史跡情報を掲載したサイトへリンクしたQRコード入りの説明板や案内板の設置を検討する。
- ・Wi-Fiなどインターネット環境を整備し、観光や来訪者の利便性の向上させる。

<整備のための発掘調査>

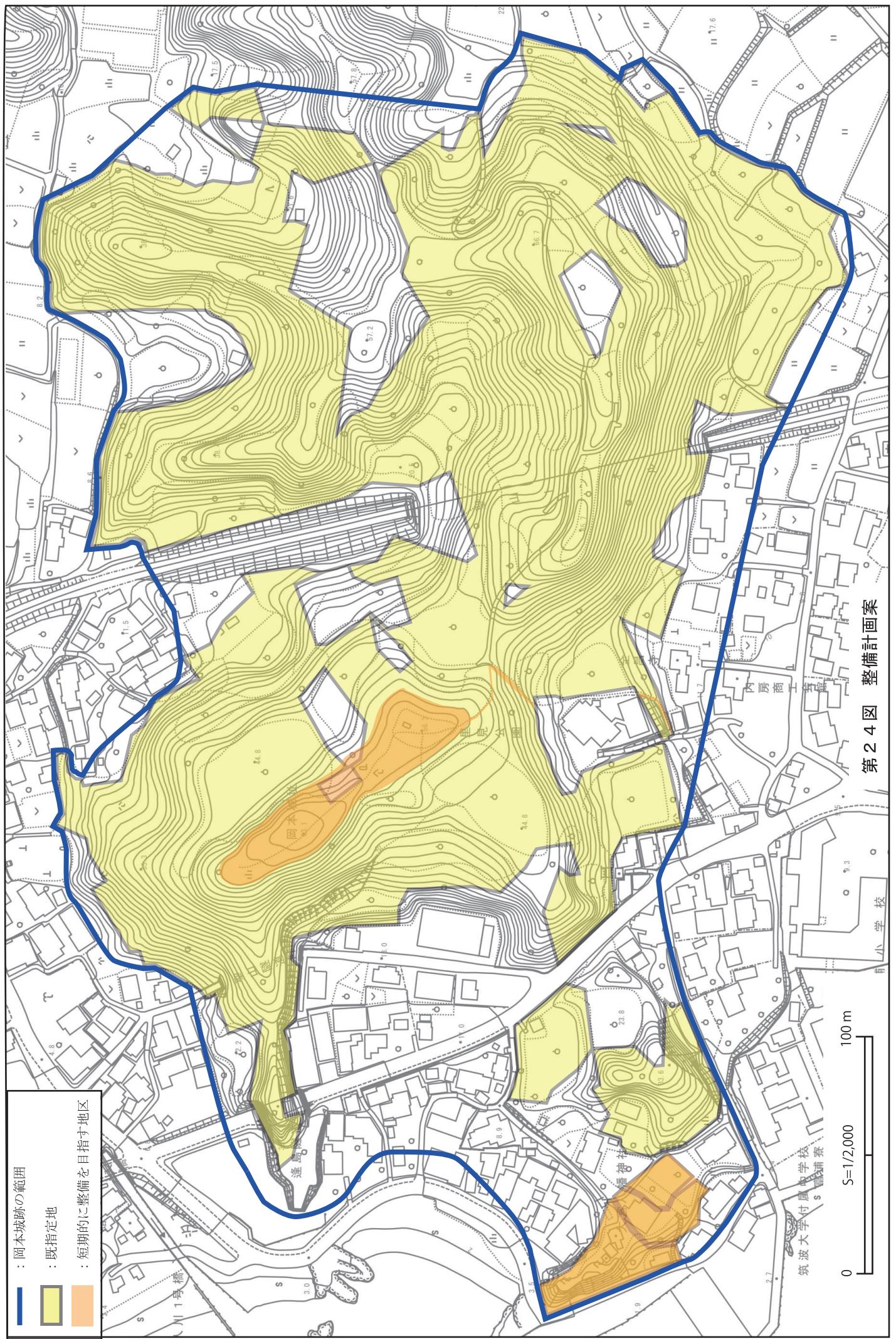
○公有化した土地の発掘調査

- ・公有化した土地を発掘調査し、得られた知見を元に、適切な整備方法を検討する。



第23図 史跡等の「保護ー保存・活用ー」の概念と「整備」の関係
『史跡等整備のてびき I 総説編・資料編』p. 64 を模式図化

第24図 整備計画案



第9章 史跡の運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

史跡を将来にわたって保護していくために、安定した史跡保護体制が必要となる。そのため運営体制の基本方針を、下記のとおりとする。

＜運営・体制の基本方針＞

- I 関係機関と協議し、連携可能な体制を構築する。
- II 長期的に体制を維持できるよう人員の確保に努める。
- III 史跡の保存管理は、土地所有者が主体となって実施できるよう十分な協議を図っていく。

第2節 運営・体制の方法

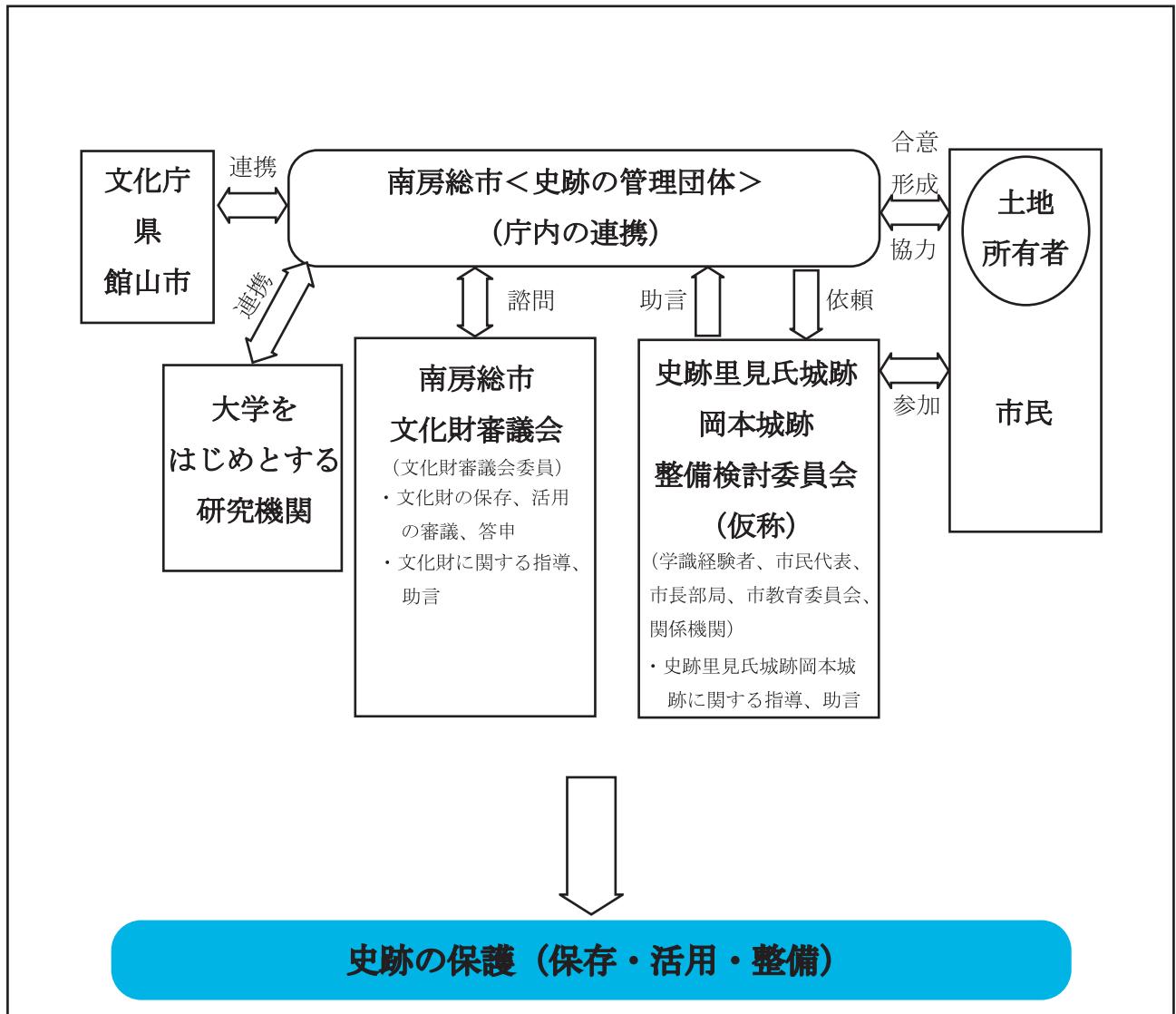
史跡の管理団体として南房総市が、適切に保存管理・活用・整備を実施していく。事業については、教育委員会生涯学習課が主管課として運営を担う。

具体的な事業については、文化庁及び千葉県、そして国史跡里見氏城跡稲村城跡所在市町村の館山市と適宜協議を図りながら、より良い史跡保護を実施していく。

府内においては、南房総市総合計画や各種法令に照らし合わせながら、史跡に関する部局と定期的に会議の場を設け、課題等を解決できる体制を構築する。

地元が望むビジョンを取り込めるように、地元代表や地域協働との協力や連絡体制を構築する。史跡整備にあたっては、行政のみでは解決できない問題もあり、市民参加を得ながら事業を推進していく。

将来にわたっての保存管理を目指すため、長期間安定した史跡保護の体制を整える。



第25図 整備事業推進体制

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 計画期間

本計画の計画期間は令和元年から10年とする。

第2節 実施すべき施策

第6章から第9章で定めた方向性・方法について、実施すべき施策の項目を、重要性や優先度に応じて、実施期間を分けて以下に掲げる。

第3節 保存活用計画の見直し

当該計画は社会情勢、市の状況等を鑑み、適切な保護・管理等を確実とする保護体制を維持していくため、必要に応じて見直しを図っていくこととする。

第12表 実施計画総括表

実施項目	実施施策			中長期的
	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021	
取扱基準に基づく現状変更	未指定地の所有者確認	未指定地の所有者確認	未指定地の所有者確認	～令和10年 ～2023
追加指定	条件が整ったところから追加指定の意見提出	条件が整ったところから追加指定の意見提出	条件が整ったところを個別協議しながら公有化を進める	～2028年 ～2038年
公有化				
継続した調査(発掘調査)	調査地点の検討	発掘調査の実施	総括報告書刊行	
継続した調査(周辺資料調査)	調査内容の検討	資料調査の実施		
標柱の設置	ー	ー	ー	ー
境界標の設置	ー	ー	ー	ー
定期的な巡回				
伐採による景観改善	ー	ー	ー	公有箇所から伐採
地上違構の安全対策	ー	ー	ー	公有箇所から法面対策等
見学校路の維持管理	ー	ー	ー	定期的な伐採・剪定
学校教育における活用				
社会教育における活用				
地域における活用				
広域における活用				
観光における活用				
研究における活用				
整備事業における活用				
説明板・案内板の設置	ー	ー	ー	公有化完了した地點から設置
遺構表示	ー	ー	ー	発掘調査成果を生かした遺構表示の設置
ガイドンス施設の設置	ー	ー	ー	候補地の選定
便益施設の設置	ー	ー	ー	候補地の選定
デジタル技術を応用した整備	ー	ー	ー	発掘調査成果を生かしたデジタル技術の整備
庁内の連携				定期的な庁内会議の開催
文化庁・県との連携				
整備検討委員会での審議				
保存活用計画	刊行	ー	ー	見直し
整備基本構想・計画の策定	ー	策定	刊行	見直し
整備基本設計の策定	ー	ー	ー	5～10年ごと見直し
整備実施設計の策定	ー	ー	刊行	5～10年ごと見直し
関係機関との連携	ー	ー	ー	基本設計策定後、策定
市民との連携				5～10年ごと見直し

第11章 経過観察

史跡の保存を図るためにには、継続した事業の推進が重要である。定期的な事業点検を実施し、恒常的に事業運営が行われる必要がある。

点検すべき事業は下記のとおりである。

第13表 点検項目

点検項目	点検内容
保存	遺跡の適切な保存が保たれているか。 定期的な史跡の巡回ができているか。 地区区分ごとに適切に管理されているか。 現状変更取扱基準が徹底されているか。 各種届出は徹底されているか。 追加指定に向けた協議が進められているか。 公有化に向けた協議が進められているか。 危険箇所の安全防災対策の見通しが立てられているか。 計画的な発掘調査は進められているか。
	学校教育において活用されているか。
	社会教育の場として活用されているか。
	地域において活用されているか。
	観光資源として活用されているか。
	調査研究の一環で活用されているか。
	整備の成果は公開できているか。
	市の広報誌、ホームページで情報発信しているか。
	S N S で情報発信しているか。
活用	パンフレットを作成し、配布できているか。 新たな媒体での情報発信ができているか。 関連文化財群などと併せたルートを作成し、配布できているか。 市関係部局と協力した事業が実施できているか。 里見氏城跡を有する市町村と協力した事業が実施できているか。
	説明板・案内板は設置されているか。
	見学路の整備はされているか。
	ガイダンス施設の設置検討はされているか。
	植生管理はされているか。
	新たな整備手法の検討は進められているか。
	安全対策は講じられているか。
	史跡境界標が設置されているか。
	整備基本計画の策定は進められているか。
整備	運営体制は構築されているか。 整備検討委員会を設置し、助言を受けているか。 文化庁・県と連携を図り、指導・助言を受けているか。 市民の参加は得られているか。 里見氏城跡を有する市町村と協力体制が確立できたか。